教育委員会１２月定例会
教育長報告（１）

臨時代理の報告について（藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る意見について）

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第３条第１項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第２項の規定により報告する。

２０２４年（令和６年）１２月１９日提出

藤沢市教育委員会
教育長　岩　本　將　宏

臨　時　代　理　書

緊急やむを得ない事情があるので、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第３条第１項の規定により、藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る意見について、次のとおり臨時に代理する。

２０２４年（令和６年）１１月２９日提出

藤沢市教育委員会
教育長　岩　本　將　宏

提出する議案

別紙のとおり

参　考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則　抜粋

（教育長の臨時代理）

第３条　教育長は、前条各号（次条各号に規定する事項を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

２　教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

議案第４３号

藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る意見について

藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について市議会議長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

２０２４年（令和６年）１１月２９日提出

藤沢市教育委員会

教育長　岩 本　將 宏

提出する回答文

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２３条第２項の規定により、教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定の議決にあたり、市議会議長から意見を求められたことによる。

参　考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律　抜粋

（職務権限の特例）

第２３条　前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることが

できる。
（１）図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
（２）スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
（３）文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
（４）文化財の保護に関すること。
２　地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

令和６年１１月２９日

藤沢市議会議長
桜　井　直　人　様

藤沢市教育委員会
教育長　岩　本　將　宏

藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る意見について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２３条第２項の規定により市議会議長から意見を求められた藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、同意します。

以　上

【事務担当】
教育部　教育総務課
（内線５１１１）

収受
'24.11.27
藤沢市教育委員会
事務局

令和６年１１月２７日

藤沢市教育委員会
　教育長　岩本　將宏　様

藤沢市議会議長　桜井　直人

藤沢市議会議長印

藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に
係る意見について（依頼）

このことについては、令和６年 12 月定例会に提出予定の次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第２項の規定により、貴教育委員会の意見を求めます。

議案第58号
　藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

以　上

【事務担当】
　議会事務局　議事課
　（内線５６２１）

議案第５８号

藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のように定める。

２０２４年（令和６年）１２月２日提出

藤沢市長

鈴　　木　　恒　　夫

藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第２３条第１項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

(1)　図書館の設置、管理及び廃止に関すること（法第２１条第７号から第９号まで及び第１２号に掲げる事務のうち、図書館のみに係るものを含む。）。

(2)　スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

(3)　文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

(4)　文化財の保護に関すること。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に、本則に規定する事務に係る法令若しくは条例の規定によって藤沢市教育委員会がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するもの又は法令若しくは条例の規定によって藤沢市教育委員会に対してされた申請その他の行為は、同日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

（藤沢市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

３　藤沢市スポーツ推進審議会条例（昭和３７年藤沢市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第７条中「教育委員会が」を「規則で」に改める。

附則第２項中「第３条」を「第５条第１項」に、「第５条第１項」を「第６条第１項」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

（藤沢市図書館に関する条例の一部改正）

４　藤沢市図書館に関する条例（昭和６１年藤沢市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第６条、第９条、第１０条及び第１２条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第１３条中「教育委員会が」を削る。

（藤沢市民ギヤラリー条例の一部改正）

５　藤沢市民ギヤラリー条例（昭和６１年藤沢市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第３条、第４条第１項及び第２項、第６条第２項、第８条並びに第１０条第１項及び第３項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第１１条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（藤沢市アートスペース条例の一部改正）

６　藤沢市アートスペース条例（平成２７年藤沢市条例第５２号）の一部を次のように改正する。

第４条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第５条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第７条第１項中「教育委員会は」を「市長は」に改め、同条第２項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第８条第１項から第３項までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第９条第２項中「教育委員会は」を「市長は」に改める。

第１０条第２項、第１２条、第１４条並びに第１５条第１項及び第３項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第１６条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（藤沢市藤澤浮世絵館条例の一部改正）

７　藤沢市藤澤浮世絵館条例（平成２８年藤沢市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第３条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第４条、第６条、第７条並びに第８条第１項及び第３項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第９条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（藤沢市秩父宮記念体育館条例の一部改正）

８　藤沢市秩父宮記念体育館条例（平成８年藤沢市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第３条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第４条第１項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第２項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第３項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第５条、第６条第１項、第３項及び第５項、第７条、第８条、第１０条第１項、第１１条、第１２条、第１３条第１項及び第３項、第１４条、第１５条並びに第１６条第４号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第１８条中「教育委員会が」を削る。

別表第２備考４中「教育委員会」を「市長」に改める。

（藤沢市石名坂温水プール条例の一部改正）

９　藤沢市石名坂温水プール条例（昭和６１年藤沢市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第４条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第５条第１項から第３項まで及び第５項、第６条から第９条まで並びに第１０条第３号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第１２条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第１備考３中「教育委員会」を「市長」に改める。

（藤沢市スポーツ広場条例の一部改正）

１０　藤沢市スポーツ広場条例（平成２２年藤沢市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第４条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第５条第１項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第２項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第３項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第６条及び第７条第２項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第８条及び第９条中「教育委員会は、教育委員会規則」を「市長は、規則」に改める。

第１１条第１項、第１２条、第１３条第１項及び第３項並びに第１４条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第１５条中「教育委員会が」を削る。

（藤沢市文化財保護条例の一部改正）

１１　藤沢市文化財保護条例（昭和３５年藤沢市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第３条から第８条まで、第９条第１項、第１０条第１項及び第３項並びに第１１条第１項及び第２項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第１２条中「教育委員会が」を「規則で」に改める。

提案理由

この条例を提出したのは、教育に関する事務の職務権限の一部を、教育委員会から市長に移管する必要による。